

「道路運送車両の保安基準」等の一部改正に係る意見の募集結果について

意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンピング車の横向き座席については現行どおり設置可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、国内で使用されているキャンピング車の多くは、走行中も使用できる横向き座席を備えており、これを禁止することとなると、キャンピング車として成立しなくなり、製作できなくなるとの意見が多数ございました。これを受け、再度検討した結果、横向き座席であっても安全性を担保する措置としてシートベルトを備えなければならないこととしました。 ・ ただし、欧州では、キャンピング車に備える横向き座席については走行中使しないものとして取り扱われている実態があり、また、今後横向き座席に係る国際的な議論がされる予定であることから、これらを踏まえ検討して参ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすのまま乗車する車両の車いす及び介護人のための通路、車いす用スペース等に設ける折り畳みシートについては、従来と同様、協定規則第17号を適用除外とすべき。 ・ 車いすのまま乗車する車両の車いす及び介護人のための通路、車いす用スペース等に設ける折り畳みシートに設けるシートベルトについては、強度要件等は適用除外とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす移動車や患者輸送車など福祉車両に備える折りたたみ座席に協定規則第17号の要件を適用させた場合に、座席仕様の大幅な変更(座席強度を増加させるために大型化し、床面への固定を行う)が必要となり、車いす利用者や寝台利用者が乗車できず、福祉車両として製作できなくなることから、福祉車両に備える折りたたみ座席には、従来と同様、協定規則第17号の要件を適用しないこととしました。また、座席ベルトについても強度要件等を適用しないこととしました。 ・ ただし、福祉車両に備える折りたたみ座席への強度要件等の適用についても、今後の国際議論を踏まえ検討して参ります。